

平成27年5月21日

平成27年度 住宅建築技術高度化・展開推進事業
基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業のうち
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業に関する
事務事業を実施する者に対する補助事業の採択の結果について（通知）

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、上記事業に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成27年5月8日～平成27年5月18日

<提案者>

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 本事業を行うにあたっての課題及び重視する点を理解しているか。
- 2) 事務事業を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等を有しているか。
- 3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- 4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれはないか。
- 5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底できるか。
- 6) 事業費の額及び積算内訳は妥当か。

<提案者数及び採択者>

事業テーマ	提案者数	採択者
基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業のうち住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業に関する事務事業	1者	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会